

次期中期目標・計画（平成 30 年 4 月～平成 36 年 3 月）策定にあたって

1 中期目標とは

中期目標は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、設立団体である京都市から公立大学法人に示す目標である。

当該期間中に達成を期待することを、設立団体の長から法人に対し中期目標によって示すことで、法人が達成すべき業務運営の目標を示し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成し、これに基づいて計画的に業務を遂行していく仕組みとなっている。

なお、中期目標は、その策定過程で市民意見を求め、議会の議決を経て決定するものである。

2 次期中期目標策定に向けて

現中期目標では、自由で独創的な研究と質の高い芸術教育、創造的な人材の育成、次世代の先駆けとなる教育研究活動の成果の発信をもって、芸術文化の国際的な中心地であり続ける京都の文化的な創造力をより高めることを目指すとしている。

次期中期目標については、この基本的な考え方は踏襲しながらも、京都への文化庁の全面的な移転が決定されるなど、芸術文化の振興発展に果たすべき京都の役割や責任が益々高まっていることも踏まえ、京都芸大が日本の芸術文化の牽引役としての役割を果たしていくことを目指し、策定する必要がある。

また、次期中期目標期間の最終年度にはキャンパスの全面移転という大転換期を迎えるが、単に新しい建物に移転するというだけでなく、京都芸大における教育のあり方や大学が地域社会の中で果たすべき役割・機能など、大学全体のあり方を改めて見つめ直したうえで、その策定作業を進めていく必要がある。

今後、こういった視点やこれまでの評価委員会での指摘も踏まえ、京都市と大学が協議しながら中期目標の策定に向けて取り組むこととする。

3 現行の中期目標及び中期計画の課題（過去の評価委員会での意見）

（1）現行中期目標の課題

- ア どのような大学にしたいのか、どのような課題を持っているかが抽象的であり、市の期待が見えにくい。
- イ 期間中の 6 年間に大学が置かれる状況や社会情勢等を踏まえた中期目標・中期計画にすることができないか。
- ウ 現行の中期目標・中期計画は大学内の議論を踏まえて策定されたものの、大学全体への浸透が十分とは言えない。
- エ 産業界に対する配慮やアピールが足りない。

(2) 現行中期計画の課題（年度計画含む）

- ア 中期計画に基づく具体的な実施内容を記載するのが年度計画であるが、それをどう積み重ねていくかというプロセスが見えにくい。
- イ 6年という期間を考えると、ロードマップを作って展開されるべき。
- ウ 中期計画と年度計画が同じ記載内容の項目がある。
- エ 項目によっては毎年度継続的に実施していく項目と、目標に向かって準備を進め最後に達成する項目があり、それぞれ評価の質が異なるが、その違いが明確でないため評価がしにくい。
- オ 項目が多すぎる。
- カ あらかじめ事業内容が分かっているものがあるなら、年度計画に入れるべき。それを実施できたかを評価するのが年度評価である。
- キ 中期計画に掲げる目標を早期に達成しているものについては、目標の設定の仕方が間違っていたとも考えられる。

4 各種課題への対応

(1) 中期目標への対応

- ア 目標を実現する手段や取組の内容などにまで言及することは、法人の自立性を損ねる可能性があるということに留意する。
- イ 次期計画期間の6年間に取り組むべき方向性を示せるよう、市の各種計画等との整合性や大学の置かれた状況等を十分に踏まえたものとする。

(2) 中期計画（年度計画を含む）

- ア 項目数が多く、まとめられる項目も多いことや、達成度の測定が困難な項目があるため、評価者の視点に立って項目を整理する。
- イ 中期計画と年度計画の関係を整理する必要がある。中期計画に具体性がないという意見があるが、具体的な取組内容については年度計画に落とし込まれるため、中期計画と年度計画に書かれていることのレベルを整理する必要がある。
- ウ その上で、中期計画だけを見ても具体的に取組内容がイメージできないと予想されるので、中期計画の補足資料として項目毎に6年間のロードマップを作成するなどの工夫が必要。

第2期中期目標・中期計画の策定スケジュール（案）

平成28年	8月	評価委員会 (審議内容：27年度評価, 中期目標策定に向けた課題整理) }
		【中期目標（案）の検討】 }
平成29年	2月	中期目標（案）に対する法人への意見聴取 (法第78条関係)
	4月	評価委員会 (審議内容：中期目標（案）) }
		【中期目標（案）に対する市民意見の募集】 }
	7月	評価委員会 (審議内容：中期目標（最終案）, 中期計画（案）, 28年度評価)
	10月	中期目標を議会で議決
	11月	評価委員会 (審議内容：中期計画（最終案）) }
		【中期計画を設立団体の長が認可】 }
平成30年	4月	第2期中期目標期間スタート